

文書番号：JRCA AJ140-初版

**マネジメントシステム審査員資格基準の共通付属書
（QMS、EMS、ISMS、FSMS 及び OHSMS）**

制 定：2021年 1月15日
（2021年4月1日から施行）

一般財団法人日本要員認証協会
マネジメントシステム審査員評価登録センター

目次

1. 適用範囲.....	1
2. 関連文書.....	1
付則.....	1
付属書1 用語の定義.....	2
付属書2 審査員研修コース修了証の取り扱いについて.....	4
付属書3 審査員倫理綱領.....	5
付属書4 審査員の権利及び義務.....	6
付属書5 JRCA 登録審査員資格の公表に係わる遵守事項	7
付属書6 審査員登録証明書等の記載項目及び登録情報.....	10
制定・改定履歴.....	11

マネジメントシステム審査員資格基準の共通付属書

1. 適用範囲

QMS、EMS、ISMS、FSMS、OHSMS の「審査員資格基準」の共通付属書として制定する。

2. 関連文書

この共通付属書は以下の文書の付属書となる。

JRCA AQ140 品質マネジメントシステム審査員の資格基準
JRCA AE140 環境マネジメントシステム審査員の資格基準
JRCA AI140 情報セキュリティマネジメントシステム審査員の資格基準
JRCA AF140 食品安全マネジメントシステム審査員の資格基準
JRCA AO140 労働安全衛生マネジメントシステム審査員の資格基準
JRCA AI140-1 ISMS クラウドセキュリティ審査員の資格基準
JRCA AF140-1 食品安全マネジメントシステム 22002plus 審査員追加認証の資格基準

付則

この共通付属書は、2021 年 4 月 1 日から施行する。

付属書 1 用語の定義

各「MS 審査員資格基準」で用いる主な用語の定義は以下による。

1. 資格登録申請

1.1 申請受付日

当センターが、必要な申請書類を受領した日。申請受付日は、審査実績及び継続的専門能力開発(CPD)の対象期間算定の起点となる。

1.2 資格の有効期限日

新規登録又は資格拡大登録、若しくは資格更新の日の3年後の前日。
資格区分変更（格上げ他）があっても資格の有効期限日は変わらない。

1.3 資格の維持手続き期限日

新規登録又は資格拡大登録、若しくは資格更新の日の1年後の前日、及び2年後の前日。
即ち、資格の有効期限日の2年前及び1年前となる。
資格区分変更（格上げ他）があっても資格の維持手続き期限日は変わらない。

1.4 資格区分変更

当該マネジメントシステムの、現在保有する審査員補、審査員又は主任審査員の資格区分を、他の資格区分に変更すること。この中で上位の資格区分に変更することを“格上げ”という。

2. 審査（監査）

2.1 現地審査日数

現地において審査活動を行った日数の合計。実働6時間以上の審査時間がある日を1日とする。

審査時間が6時間に満たない審査日がある場合は、1回の審査について、1日毎の現地審査時間（6時間を超える場合は6時間まで）を合計して6時間で割った日数（小数第2位以下切捨て）。

3. 審査員研修コース

3.1 フォーマル研修コース

当センターが承認した審査員研修コースであって、当センターが評価登録を行うマネジメントシステム審査員への登録を希望する際に、修了しなければならない研修コース。

3.2 資格拡大研修コース

当センターが承認した審査員研修コースであって、QMS、EMS、ISMS、FSMS、OHSMS のいずれかのマネジメントシステム審査員が、当センターが評価登録を行う他のマネジメントシステム審査員への登録を希望する場合に、フォーマル研修コースの代替とすることができる研修コース。

3.3 アドオン研修コース

品質、環境、情報セキュリティ、食品安全又は労働安全衛生マネジメントシステムのいずれかの審査員資格を有する者が、当該マネジメントシステム審査員資格をベースに特定の専門領域に特化した資格の登録（以下、アドオン登録という。）を希望する際に修

了しなければならない研修コース。

3.4 個人の行動の継続的評価

JIS Q 19011 の「7.2.2 個人の行動」について、審査員研修コースの全期間を通じて実施される、受講生の態度、研修への取組み姿勢、コミュニケーションスキル等の評価。研修機関が行う研修コース修了のための評価項目の一つ。

3.5 実技評価

審査員研修コースの中で、実際の審査の場面を想定して行う、受講生の審査技能に関する評価。研修機関が行う研修コース修了のための評価項目の一つ。

3.6 JRCA 筆記試験

フォーマル研修コース又は資格拡大研修コースの全課程に参加し、個人の行動の継続的評価及び実技評価に合格した者に対して実施される筆記試験。試験問題の作成、実施（研修機関へ委託）、採点・評価は当センターが責任を持つ。当センターが行う研修コース修了のための評価項目の一つ。

3.7 審査員研修コースの修了

フォーマル研修コース又は資格拡大研修コースの全課程に参加し、個人の行動の継続的評価及び審査技能に関する実技評価、さらに JRCA 筆記試験のすべてに合格することをいう。

4. 継続的専門能力開発 (CPD)

当センターに登録している MS 審査員が、当該マネジメントシステムの審査能力の維持又は向上を目的として、継続的に実施する能力開発。

5. 異議申し立て及び苦情

5.1 異議申し立て

当センターへの登録申請者又は登録された MS 審査員が、審査員評価登録に関わる当センターの決定に対して再考を求めること。

5.2 苦情

個人又は組織が、当センター又は当センターに登録されている MS 審査員の活動に対して改善を求めること。

6. 登録の公表

6.1 審査員登録証明書

MS 審査員が、「審査員資格基準」に適合し、当センターに登録されていることを示す証書。

6.2 審査員カード

MS 審査員が、「審査員資格基準」に適合し、当センターに登録されていることを提示するために、審査活動の際に携帯するカード。

注）以前の“審査員登録証（登録カード）”の名称を変更している。

6.3 審査員登録情報

当センターが、MS 審査員登録のために管理する情報。

以上

付属書2 審査員研修コース修了証の取り扱いについて

1. 過去の審査員研修コース修了証（合格証）の取り扱い

過去に実施されていた、（現）公益財団法人日本適合性認定協会（JAB）及び（現）一般社団法人情報マネジメントシステム認定センター（ISMS-AC）認定のフォーマル研修コース／資格拡大研修コースの修了証（合格証）、及び「JRCA 筆記試験」施行前の当センター承認フォーマル研修コース／資格拡大研修コースの修了証も、現行の当センター承認フォーマル研修コース／資格拡大研修コースの修了証と同等に取り扱う。

また、一般社団法人産業環境管理協会 環境マネジメントシステム審査員評価登録センター（CEAR）及び一般財団法人食品産業センター 日本食品安全マネジメントシステム評価登録機関（JFARB）が承認していたフォーマル研修コース／資格拡大研修コースの修了証（合格証）も、当センター承認フォーマル研修コース／資格拡大研修コースの修了証と同等に取り扱う。

2. 審査員研修コース修了から5年を過ぎている場合の登録申請方法

当センター承認のフォーマル研修コース又は資格拡大研修コースの修了証（合格証）が、発行日から5年を経過している場合は、改めて「JRCA 筆記試験」を受験してこれに合格し、その合格日（「試験結果通知書」の発行日）から1年以内であれば、審査員研修コース修了として登録申請を行うことができる。

この「JRCA 筆記試験」に不合格となった場合は、試験実施日から1年以内で、かつ1回に限り、再受験が認められる。この再試験に合格した場合は、合格日から1年以内であれば、審査員研修コース修了として登録申請を行うことができる。

この再試験にも不合格となった場合は、再度、当センター承認のフォーマル研修コース又は資格拡大研修コースに参加し、修了することが必要である。

3. 規格の旧版対応の研修コース修了について

新規又は資格拡大登録申請に必要な、当センター承認のフォーマル研修コース又は資格拡大研修コースの修了証（合格証）が、規格の旧版対応である場合であっても、修了証の発行日から5年以内であれば、登録申請に有効である。

ただし、この場合は、規格最新版の理解のための継続的専門能力開発（CPD）を追加実施し、実施記録を旧版規格の修了証（合格証）と合わせて提出し、規格最新版対応の資格として申請すること。

規格最新版の理解のための継続的専門能力開発（CPD）の追加実施方法は該当する「MS 審査員資格基準」に示す。

以上

付属書3 審査員倫理綱領

（法令・基準の遵守）

1. マネジメントシステム審査員は、法令、認証制度の基準及び当センターの基準、手順に従う。
2. マネジメントシステム審査員は、この綱領に定められていない事項についても自ら守るべき職業倫理のあることを認識し、マネジメントシステム審査員の名誉と良識においてこの綱領の精神に従う。

（自律）

3. マネジメントシステム審査員は、深い知識と高い技術の保持に努め、マネジメントシステム審査員としての名誉を重んじ、つねに偏見がなく、専門的で厳格な態度で行動し、信義にもとるような行為をしない。
4. マネジメントシステム審査員は、審査や審査員評価登録のプロセスの清廉さを汚しかねない虚偽の情報や、誤った情報を流さない。
5. マネジメントシステム審査員は、当センターや審査員評価登録のプロセスに対する信用を損なわない行動をとる。また、この綱領を含め遵守しなければならない事項に対する違反が申し立てられた時には、その調査に協力する。

（公正性）

6. マネジメントシステム審査員は、つねに適切な注意と判断によって審査を行い、全審査過程を通じて公正を貫き、受審組織あるいは特定人の要求に迎合しない。
7. いかなる利害関係者にも組みすることなく、またいかなる者とも業務に影響を及ぼしかねない個人的な関係を作らない。
8. 審査を受ける組織、その組織の従業者、利害関係者から勧誘、供託、贈り物、その他一切の利得を受けない。

（秘密保持）

9. マネジメントシステム審査員は、業務上知り得た秘密及び情報等を、他に漏らし又は個人的に利用しない。
10. 審査を実施するに当たっては、審査を受ける者と認証機関が文書によって行った取り決めから逸脱する情報の公開、並びに議論をしない。

（自己研鑽）

11. マネジメントシステム審査員は、マネジメントシステム審査員としての社会的使命の重要性を認識し、つねに自己の力量の開発、研鑽に努め、忠実な業務の遂行を通じて、審査に対する信頼の向上に努める。
12. マネジメントシステム審査員は、自己の業務に対する苦情、評価等を謙虚に受け止め、再発防止を確実にを行うと共に、自己の力量向上に努める。

（マネジメントシステム審査員間の規律）

13. マネジメントシステム審査員は、みだりに他のマネジメントシステム審査員を誹謗し又はその名誉を傷つけない。
14. マネジメントシステム審査員は、共同で業務を行うに当たり、相互に協議し、誠意をもって分担業務を遂行する。

（地位利用の禁止）

15. マネジメントシステム審査員は、受審組織等に対し、マネジメントシステム審査員の立場を利用して、自己又は第三者の利益を図るような行為をしない。

（違反者の通知）

16. マネジメントシステム審査員は、他のマネジメントシステム審査員に、この綱領に違反する行為があり、あるいはその疑いがあることを知った時には、当センターに通知する。

以上

付属書 4 審査員の権利及び義務

1. 登録申請者及び審査員の権利

当センターへの登録申請者及び登録されたマネジメントシステム審査員（MS 審査員）は、次の権利を有する。

- a) MS 審査員は、当センターへ登録されている範囲内において、その登録に関する表明を行うことができる。
- b) MS 審査員は、「JRCA 登録審査員資格の公表に係わる遵守事項」（付属書 5）に従って、当センターのロゴマークを使用することができる。
- c) 当センターによる判定結果又は評価登録業務に対して、異議申し立て及び苦情を申し出ることができる。
- d) MS 審査員は、有効期限日前であっても、登録資格の放棄を申し出ることができる。

2. 登録申請者及び審査員の義務

当センターへの登録申請者及び登録された MS 審査員は、次の義務を負う。

- a) 「審査員倫理綱領」（付属書 3）、「JRCA 登録審査員資格の公表に係わる遵守事項」（付属書 5）を含む、該当する MS の「マネジメントシステム審査員資格基準」の規定に従う。
- b) 当センターに対し、評価登録の実施に必要なすべての情報を提供すると共に、提供された資料が返却されないことに同意する。
- c) 審査実施の際は、審査員カードを携帯する。
- d) 次の状況となった場合は、無効となった資格の当センター登録に関わる表明を中止し、誤用を防ぐために、当該資格の審査員登録証明書及び審査員カードを返却するか又は廃棄する。また、当該資格についてロゴマークの使用がある場合は、これを中止する。
 - i) 登録資格が失効した場合（資格放棄を含む）
 - ii) 登録資格の区分が変更された場合
- e) 登録資格の一時停止又は取消しを受けた場合は、無効となった資格の当センター登録に関わる表明を中止し、当該資格の審査員登録証明書及び審査員カードを当センターに返却する。また、当該資格についてロゴマークの使用がある場合は、これを中止する。

3. 登録情報等の変更の報告

登録された MS 審査員は、登録情報に変更が生じた場合、速やかに当センターに書面で報告すること。なお、一部の登録情報は、JRCA ホームページの「審査員のページ」にて、登録者自身で変更手続きを行うことができる。

また、適切な審査活動の実施が不可能となるような重大な変更が生じた場合は、速やかに当センターに書面で報告すること。

4. 利害関係者から受けた苦情の報告

登録された MS 審査員は、利害関係者から自身の審査員活動に関する苦情を受けた場合、その内容及び対応の計画又は完了を、速やかに当センターに書面で報告すること。

以上

付属書5 JRCA 登録審査員資格の公表に係わる遵守事項

1. 適用範囲

この遵守事項は、一般財団法人日本要員認証協会 マネジメントシステム審査員評価登録センター（以下、当センター又はJRCAという）に登録された審査員（以下、審査員という）が、自らの審査員資格に関して公表する際に遵守しなければならない事項等について定める。

2. 審査員資格の公表における表示方法

2.1 表示事項

審査員が、JRCA登録されていることを公表する場合は、JRCAロゴマーク（4項参照）を表示する場合又はしない場合を含めて、登録対象マネジメントシステム、審査員資格区分の記述、及び登録番号をすべて表示しなければならない。

【表示例】 JRCA登録 品質マネジメントシステム主任審査員（A99999）
EMS審査員（JRCA登録No. EMS-C99999）
JRCA登録 ISMS審査員補（ISJ-C99999）
JRCA FSMS主任審査員（F99999）
OHSMS審査員（JRCA登録No. OHS99999）

注）誤解を与えない表示であれば、上記以外でも可。

2.2 公表可能期間

- 2.2.1 審査員は、JRCAロゴマークを表示する場合又はしない場合を含めて、登録の有効期間内においてのみ、JRCA登録されていることを公表することができる。
- 2.2.2 登録資格の失効、一時停止又は取消しがあった場合、当該審査員は、JRCA登録の公表を中止し、JRCA登録を記載した印刷物又はウェブサイト等の表示は削除しなければならない。

3. 誤った公表方法に対する処置

- 3.1 審査員が本遵守事項に違反して審査員資格に関する公表を行った場合、当センターは、修正及び必要な場合は是正処置を要求する。
- 3.2 当センターの修正及び是正処置要求に対して適切な対応がとられない場合、当センターは、当該審査員の登録資格の一時停止又は取消しを行う場合がある。

4. JRCA ロゴマークの表示方法

4.1 JRCA ロゴマーク

- 4.1.1 JRCA ロゴマークは、図1に示すもので、マーク部とロゴ部よりなる。マーク部とロゴ部は分離せず、常に一体で表示する。



【JRCA ロゴマーク】

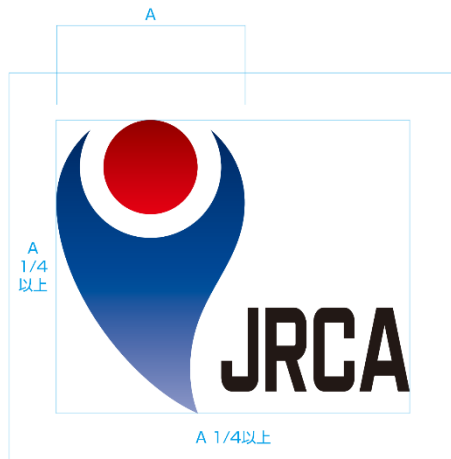
《JRCAロゴマーク デザインの意図》

『両手を上に向かって広げている人』のシルエットは、資格取得者が『世界』あるいは『未来』に向かって希望を抱いて躍進しようとする姿を表しています。活動的で発展的なイメージを赤、信頼と安心のイメージを青のグラデーションで表現しています。

図1 JRCAロゴマーク

4.2 JRCAロゴマークの使用及び管理

- 4.2.1 審査員は、JRCAロゴマークを本人の「名刺」にのみ表示することができる。JRCAロゴマークは単独で使用してはならない。
- 4.2.2 当センターは、審査員から要請があった場合、JRCAロゴマークの清刷（電子データ）を提供する。JRCAロゴマークを名刺に表示する場合は、JRCAから提供された清刷を分解又は変更することなく使用しなければならない。
- 4.2.3 JRCA ロゴマークを使用する場合は、ロゴマークの周囲に、マーク横幅の 1/4 以上の余白を設けなければならない。また、縦 10mm 以上の大きさで使用しなければならない（図 2 参照）。
JRCA ロゴマークの色は、マーク上部の丸が赤色グラデーション、マーク下部が青色グラデーション、ロゴ部は黒色とする（基本色は図 3 参照）。または、全体をモノクロで表示してもよい。
JRCAロゴマークであることが明確に識別できるように、全体を地色と明瞭な対比を持たせて表示しなければならない。
- 4.2.4 JRCAロゴマークを拡大又は縮小して表示する場合は、図 1 と同じ縦横比で使用しなければならない。
- 4.2.5 審査員は、当センターが提供したJRCAロゴマーク清刷の保護、紛失及び漏洩防止のため、適切な管理を行わなければならない。
- 4.2.6 名刺作成のため、JRCAロゴマークの電子データを業者に提供する場合、審査員は、JRCAロゴマークの電子データを提供する業者の記録を維持し、当該業者に対して、JRCAロゴマークの電子データの保護及び漏洩防止のため、適切な管理を行うよう要求しなければならない。



最小サイズ:H10mm



縦 10mm 以上の大きさで使用する

マーク横幅(A)の 1/4 以上の余白を設ける

図2 新JRCAロゴマーク使用時の余白及び最小サイズ

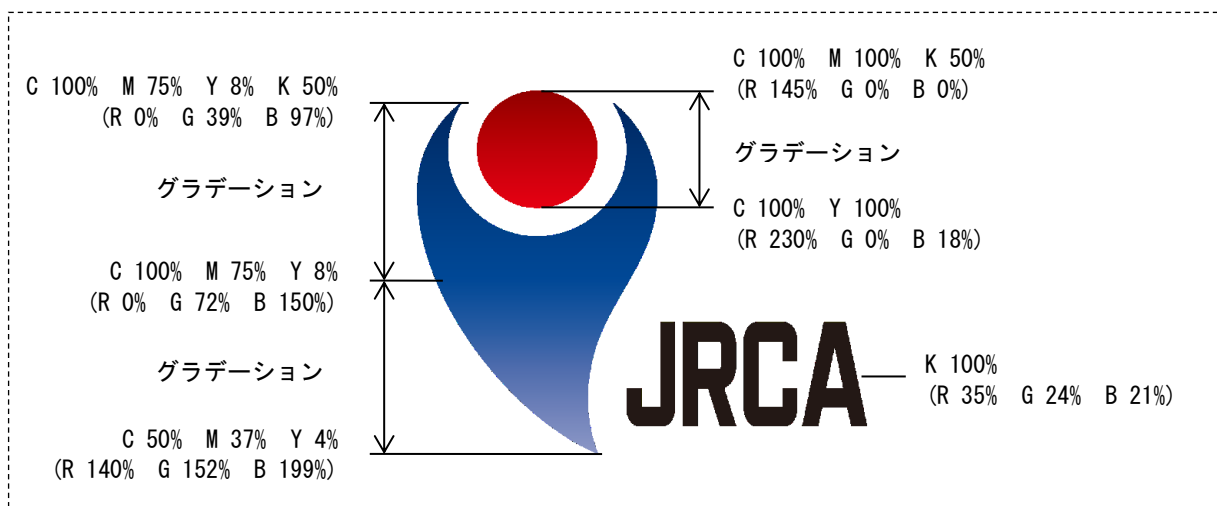


図3 新JRCAロゴマークの基本色 (CMYK (RGB) グラデーション)

以上

付属書 6 審査員登録証明書等の記載項目及び登録情報

1. 審査員登録証明書及び審査員カードの記載項目

審査員登録証明書及び審査員カードの記載項目

記載項目	審査員登録証明書	審査員カード
氏名	○	○
生年月日	○	—
適用される資格基準	○	—
登録番号	○	○
顔写真	—	○
審査可能なマネジメントシステム規格及び発行年	○	○
資格種別及び区分	○	○
FSMS のフードチェーンカテゴリ	*	
FSMS22002plus フードチェーンカテゴリ	○	○
登録日	○	—
有効期限日	○	○
発行機関名称	○	○
認定機関名称	○	○

○：記載あり、—：記載なし、*：登録者のみ

2. 審査員登録情報

当センターが、マネジメントシステム審査員登録のために管理する情報を下表に示す。

マネジメントシステム審査員の登録情報

氏名（漢字、カナ、ローマ字） *ローマ字氏名の表記方法：「姓」「名」の順で 「姓」はすべて大文字、「名」は頭文字のみ大文字、他は小文字 例：KIKAKU Taro	
生年月日（西暦）	
自宅	住所、郵便番号
	電話、FAX
勤務先 （該当する場合）	名称
	所属、役職
	所在地、郵便番号
	電話、FAX
e-メールアドレス	
所属する MS 認証機関（該当する場合）	
業務経験のある事業分野（FSMS の場合はフードチェーンカテゴリ） （登録希望者のみ）	
JRCA からの連絡先（自宅又は勤務先）	
JRCA ホームページでの登録情報の公開方法	

以上

制定・改定履歴

版番号	年月日	内容
制定	2021 年 1 月 15 日 2021 年 4 月 1 日から施行	• QMS、ISMS、FSMS、OHSMS の「審査員資格基準及び評価登録手順」にあった付属書について、EMS も併せて、各 MS の「審査員資格基準」（AQ140、AE140、AI140、AF140、AO130 及び AI140-1、AF140-1）の共通付属書として位置付けた。 • QMS、ISMS、OHSMS の登録証記載項目から経験のある事業分野を削除（付属書 6）